

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 逐条解説（改定版） 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定後	現 行
25	条例第 21 条 第 5 項	再生利用業者は、 <u>法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）</u> のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	再生利用業者は、 <u>法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のト又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）</u> のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
25	条例第 21 条 第 6 項	<u>6 再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が、同号のイ（法第7条第5項第4号のイに係るものに限る。）に該当するおそれのあるものとして規則で定める者に該当するに至ったときも、前項と同様とする。</u>	(新設)
27	施行規則 第 19 条第 1 項 本文	条例第21条第5項の規定による届出は、 <u>法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）</u> のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。	条例第21条第5項の規定による届出は、 <u>法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のト又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）</u> のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。
27	施行規則 第 19 条第 1 項 第 3 号	法第14条第5項第2号のイ（ <u>法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）</u> 又は法第14条第5項第2号のハからホまで（ <u>法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）</u> のうち該当するに至ったもの（次号において「当該欠格要件」という。）	法第14条第5項第2号のイ（ <u>法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。）</u> 又は法第14条第5項第2号のハからホまで（ <u>法第7条第5項第4号のト又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）</u> のうち該当するに至ったもの（次号において「当該欠格要件」という。）

該当頁	変更箇所	改定後	現 行
27	施行規則第 19 条第 2～4 項	<p><u>2 条例第 21 条第 6 項の規則で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり再生利用業者の業務の継続が著しく困難となった者とする。</u></p> <p><u>3 条例第 21 条第 6 項の規定による届出は、再生利用業者又はその者の法第 14 条第 5 項第 2 号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が前項に規定する者に該当するに至った後、遅滞なく、第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。</u></p> <p><u>4 知事は、前項の届出があった場合において、第 1 項に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
56	附則	<p><u>附 則（令和元年10月17日条例第11号・令和元年12月12日規則第30号）</u></p> <p><u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</u></p> <p><u>この規則は、令和元年12月14日から施行する。</u></p>	